

1. 指名停止対象業者

パナソニック E Wエンジニアリング株式会社（大阪市中央区）

2. 指名停止期間

令和 7 年 3 月 8 日 ～令和 7 年 5 月 7 日 （2 か月）

3. 指名停止理由

建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局より令和 7 年 1 月 31 日付けで、営業停止処分（22 日間）及び指示処分を受けたため。

4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 11 号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止期間は（短期）1 か月以上（長期）9 か月以内の範囲内で措置する。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第 2 条第 2 項第 4 号に該当するため、（短期）1 か月に 1 か月を加算し、2 か月とする。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けたため、「鹿島市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領」第 2 条第 3 項に基づき、2 か月の入札参加資格指名停止とする。